

青梅市商・工業振興プラン策定支援業務委託にかかる
プロポーザル実施要領

1 目的

青梅市の商・工業の将来像とその実現に向けた基本方針を位置付けるとともに、その方針にもとづいた施策を明らかにすることによって、計画的に商・工業の振興を図っていくことを目的に策定した「青梅市商・工業振興プラン」について、令和9年度からの10年間を計画期間とする次期プランを策定するにあたり、その業務の履行に最も適した者を選定することを目的とする。

2 業務内容

別紙仕様書のとおり

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで
(債務負担行為にもとづく2か年契約)

4 見積上限額(2か年)

19,954,000円(消費税および地方消費税含む。)

※令和7年度上限額 11,330,000円

※令和8年度上限額 8,624,000円

5 選考方法

提出された企画提案書等の書類および提案者によるプレゼンテーション、プレゼンテーションに対する質疑応答の内容を、プロポーザル選定委員会が総合的に審査・評価し契約候補者を決定する。

6 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

※ 参加資格の基準日は、参加申請書の提出日とする。

※ 参加資格の確認後、契約候補者の決定日までの間に参加資格にかかる要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

(2) 青梅市競争入札参加資格者名簿に登録していること。

なお、青梅市競争入札参加資格者名簿に代表者から入札、契約等の法行為を自分の名と責任において行うものとして委任を

受けた代理人を登録している場合、その代理人のみが本件にかかる参加申請、企画提案書の提出等を行うことができるものとし、代理人以外の者（代表者を含む。）の申請を認めない。

- (3) 青梅市競争入札等参加有資格者指名停止基準（平成19年4月1日実施）の規定による参加停止の措置を受けていないこと
および青梅市契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年4月1日実施）の規定による停止措置を受けていないこと。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項にもとづき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項にもとづき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、青梅市長が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にないこと。

7 スケジュール

①実施要領等の配布期間	令和7年5月 7日（水）から 令和7年5月21日（水）まで
②参加資格確認申請書等の 受付期間	令和7年5月 7日（水）から 令和7年5月21日（水）まで
③参加資格確認結果通知	令和7年5月28日（水）
④質問締切	令和7年6月 2日（月）
⑤質問回答	令和7年6月 9日（月）
⑥企画提案書等の提出期限	令和7年6月18日（水）
⑦プレゼンテーション実施	令和7年6月26日（木）予定
⑧結果通知	令和7年7月上旬
⑨契約締結	令和7年7月上旬以降

8 参加資格確認申請書等の受付および回答

(1) 受付期間

令和7年5月7日（水）から令和7年5月21日（水）午後
5時まで（必着）

(2) 提出書類

ア 参加資格確認申請書（様式第1号） 1部

イ 会社概要書（任意様式（※パンフレット可）） 1部

(3) 提出方法

持参、郵送および電子メール

なお、ファックスによる提出は受理しない。

ア 持参の場合

土・日曜日・祝日を除く、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時までの間に直接持参すること。

なお、事前に電話連絡の上、来庁すること。

イ 郵送の場合

一般書留、簡易書留または特定記録郵便のいずれかの方法で送付すること。

ウ 電子メールの場合

メール件名は「青梅市商・工業振興プラン策定支援業務委託プロポーザル（企業名）」とすること。

なお、メール送信後、商工業振興課へ電話にて送信した旨を連絡すること。

電子メールアドレス div2050@city.ome.lg.jp

電話番号 0428-22-1111（内線 2341・2342）

(4) 提出先

青梅市地域経済部商工業振興課

(5) 参加資格確認申請書に対する回答

令和 7 年 5 月 28 日（水）までに、参加資格確認申請書等の提出のあった全者に対し、様式第 1 号に記載するメールアドレス宛てに回答を行うものとする。

なお、参加資格を認める場合の回答の通知は、指名通知を兼ねるものとする。

9 質問等

(1) 質問方法

質問がある場合には、所定の様式（様式第 2 号）により質問書を電子メールにて青梅市地域経済部商工業振興課宛てに提出すること。

メール件名は「青梅市商・工業振興プラン策定支援業務委託

プロポーザル質問書（企業名）」とすること。

なお、メール送信後、商工業振興課へ電話にて送信した旨を連絡すること。

電子メールアドレス div2050@city.ome.lg.jp

電話番号 0428-22-1111（内線2341・2342）

(2) 質問期限

令和7年6月2日（月）正午まで

(3) 回答方法

質問の有無にかかわらず全者に対し、令和7年6月9日（月）午後5時までに電子メールで回答する。

10 企画提案書等の提出書類

(1) 企画提案書 8部

各社独自のもので「青梅市商・工業振興プラン」について作成すること。

なお、作成に当たっては、次の項目を明確にして記載すること。

ア 青梅市商・工業振興プラン策定に当たっての考え方、方針

イ 業務実施体制および計画等の策定実績

本業務の実施体制（必要な組織や担当者の配置、役割分担、権限、連携体制など）について明記すること。また、過去3年間の他市区町村の商工業振興計画等類似計画を策定した実績すべてを明記すること。商工業振興計画等類似計画の策定実績以外に、地域経済の分析に特化した業務の受注実績があればすべてを特記すること。なお、上記の実績の明記にあたっては、事業所としての実績および担当者の実績それぞれを記入すること。

ウ 業務実施内容およびスケジュール

エ 青梅市商・工業振興プラン策定に向けた現況分析手法

オ 青梅市商・工業振興プラン策定に向けた施策立案手法

カ 青梅市商・工業振興プラン策定に当たっての独自提案

(2) 見積書（様式第3号） 2部

表記業務の実施に要する金額（消費税および地方消費税を含む）を明記したもの。金額は見積上限額を超えないこと。

- (3) (1)・(2)で示した書類の提出にあたっては、各提出書に件名、提出書類名および事業者名を明記すること。また見積書には、代表者の印を押印すること。

11 企画提案書等の提出期限等

(1) 提出期限

令和 7 年 6 月 1 8 日（水）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出時間

平日の午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで

(3) 提出場所

青梅市地域経済部商工業振興課（青梅市役所 3 階北側）

(4) 提出方法

直接持参または郵送とする。

なお、持参する際は事前に電話連絡の上、来庁すること。

また、郵送する場合は、その旨を事前に電話連絡し、封筒に「青梅市商・工業振興プラン策定支援業務委託プロポーザル企画提案書」と記載すること。

12 参加の辞退

都合により辞退を申し出る場合は、次のとおり参加辞退届出書（様式第 4 号）を提出すること。

なお、参加を辞退した場合も、今後の青梅市の入札・契約等において不利益は生じない。

(1) 提出期間

令和 7 年 6 月 1 8 日（水）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出方法

直接持参、郵送または電子メールにより提出すること。

メールで提出する場合、件名は「青梅市商・工業振興プラン策定支援業務委託プロポーザル参加辞退届出書（企業名）」とすること。

なお、メール送信後、商工業振興課へ電話にて送信した旨を連絡すること。

電子メールアドレス div2050@city.ome.lg.jp

電話番号 0 4 2 8 - 2 2 - 1 1 1 1（内線 2 3 4 1・2 3 4 2）

13 プレゼンテーションの実施

企画提案書等を提出した全事業者が実施するものとする。

なお、プロポーザル参加者が1事業者であっても、プレゼンテーション、プレゼンテーションに対する質疑応答による選考を実施する。

(1) 実施日

令和7年6月26日（木）予定

時程、会場等については、別途、書類提出期限後に通知する。

(2) 実施方法

企画提案書等にもとづいて行うこと。

なお、企画提案書等と異なる内容や追加資料の配布などは認めない。

(3) 実施時間

各者、説明20分。質疑は10分以内とする。

なお、準備、片づけ時間は各5分以内とする。

(4) 実施環境

投映用のモニタ（55インチ、HDMI対応）は市が用意するが、説明に当たり必要な機材は各者で用意すること。

また、使用する場合は令和7年6月18日（水）までに申し出ること。

(5) 参加人数等

3名以内とし、プロジェクトの参画予定者が参加すること。プレゼンテーション等については、実際のプロジェクト責任者等が実施すること。ただし、システム操作はこれ以外の者が行って差し支えない。

14 配点

評価項目	配点
企画提案書の提案内容	85点
価格点	15点
合計	100点

※ 最低基準点数は60点とする。

15 審査結果

審査結果については、令和 7 年 7 月上旬までに通知する（参加を辞退した者および参加しなかった者を除く。）。

16 契約の締結

契約は、選定された契約候補者と青梅市の間で協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定にもとづく随意契約により、当該業務の実施にかかる契約を締結することを原則とする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らないので、留意すること。

また、選定された契約候補者との協議が不調に終わった場合には、次点とされた事業者と協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定にもとづく随意契約により、当該業務の実施にかかる契約を締結することとする。

17 参加の無効について

次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルへの参加を無効とする。

- (1) 談合その他の不正行為が行われたと認められるもの
- (2) 指定する提出期限後に提出したもの
- (3) 必要な提出書類が揃っていないもの
- (4) 提出書類に虚偽の記載が認められるもの
- (5) 市が定める最低基準点数に満たないもの
- (6) 見積上限額を超える金額で見積書を提出したもの
- (7) 見積書の金額を訂正したもの
- (8) 見積額と内訳の金額が合致しないもの

18 その他

- (1) 提出書類は一切返却しない。
- (2) プロポーザルへの参加に必要な費用の一切は、参加者の負担とする。
- (3) 審査の経過は原則、公表しない。
- (4) 審査結果についての異議申し立ては認めない。

(5) 提出書類については青梅市情報公開条例（平成30年条例第31号）にもとづき公開対象となる。

(6) 本プロポーザルに関する仕様書等は、本プロポーザルにかかる目的以外に使用することを禁じる。

(7) 担当

青梅市地域経済部商工業振興課

所在地 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

電話番号 0428-22-1111（内線2341・2342）

電子メールアドレス div2050@city.ome.lg.jp

以 上